

発議第2号

ふるさと納税に係る返礼品への理解を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第13条により提出する。

平成29年6月26日 提出

平成29年6月 日

提出者	鳥羽市議会議員	山本哲也
賛成者	鳥羽市議会議員	奥村 敦
賛成者	鳥羽市議会議員	片岡直博
賛成者	鳥羽市議会議員	河村 孝
賛成者	鳥羽市議会議員	井村行夫
賛成者	鳥羽市議会議員	中世古泉
賛成者	鳥羽市議会議員	戸上 健
賛成者	鳥羽市議会議員	坂倉広子
賛成者	鳥羽市議会議員	橋本真一郎
賛成者	鳥羽市議会議員	尾崎 幹
賛成者	鳥羽市議会議員	坂倉紀男

## ふるさと納税に係る返礼品への理解を求める意見書

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方公共団体の様々な取組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして平成20年度税制改正によって創設されました。

以来、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に寄与する財源として役立っています。

一方、ふるさと納税制度に係る返礼品競争の過熱に伴い、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号総務大臣通知）において、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品のあり方が示されました。本市で取り扱いのある一部の返礼品においても当該通知に該当するのではないかとの疑義があると承知しているところです。

まず、資産性の高いものとされる真珠製品について、真珠とは、分類上生体鉱物と位置付けられ、本市の名誉市民である故御木本幸吉氏が1893年（明治26年）に世界で初めて真珠養殖に成功し、以来、今日に至るまで養殖業として発展してきました。しかしながら、真珠養殖の技術が確立された現在でも、養殖期間としては4年という長い年月を要し、製品として出荷できる真珠は全体の3割にとどまります。また、真珠産業の生産額は平成2年の885億円をピークとして、平成26年度は128億円まで激減しており、依然厳しい状況が続いています。このことから、第190回国会において「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）が議員立法により制定されるなど、真珠産業の振興は国策として位置付けられています。

次に、金銭類似性の高いものとされる感謝優待券については、寄附者が市内での宿泊施設や観光施設で利用する直接的な効果のみならず、当地での経済活動による副次的な効果も期待でき、本市の基幹産業である観光業への貢献度は計り知れないものがあります。

以上の点から、真珠養殖業の復興による地場産業の活性化や、感謝優待券による観光業への波及効果は、国が理念として掲げる「ふるさと納税で地方創生」の三つの意義（①納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度 ②お世話になった地域、応援したい地域へも力になれる制度 ③自治体が国民に取組をアピールすることで、地域のあり方をあらためて考えるきっかけ）に資するものと確信しております。

よって、国におかれましては本趣旨に鑑み、ふるさと納税に係る返礼品に対し、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月26日

三重県鳥羽市議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	高市	早苗	様
農林水産大臣	山本	有二	様
国土交通省観光庁長官	田村	明比古	様